

第三章 向屋の弊病と廃止運動

京都町奉行から紅花向屋として拾四軒が指定され、紅粉屋や紅染屋の使用する原料干紅は、ついに拾四軒からのみ配給を受けなければならなくなつたところでは、各方面に多くの影響を與えた。向屋制度の功罪についての一般的な問題は別として、紅花向屋の場合、「拾四軒向屋江紅花荷物為指登、口銭出し売買仕候得者、年々向屋相濁れ、五ヶ年之内最上商人共江多分損銀相かけ、商人は不反省申、御百姓造必至と困窮」するという状態があつた。この状況は享保二十年の向屋制度確立から、僅か五ヶ年の短期間に起きた重大な問題であつた。

最上地元の紅花商人や紅花生産百姓は、從來自由契約自由走賣になつてゐたので、大体は販集めにて下つた。また衆との直接取引か、或は地元の紅花商人との關係において、音楽庄問題のない取引で済んでいたものが、売買、貸占權を握る向屋が発生してからでは、どうこり訛に行かず、終て向屋の處の手に転がねばならず、しかもそれが京都とその遠隔地との關係であつただけに、たちまちしごく向屋の謀計手段に引つかれ、このような裏面を見るに至つたのである。

紅花が最上地元の農村經濟を左右する最も重要な地位を占めてゐること、既に第一章に説いた通りであるが、それが「いごう坐態」になつてしまふことが出来ず、商人も百姓も黙視していふことが出来るから六時回、元文五年に至つて遂に京都奉行前に向屋制度廢止の訴えをなすに至つた。その総体的訴えは次の如きなものであつた。

私共羽州最上紅花商人共ニ御座候。御当地紅花向屋近年拾四軒と指定、已後紅花売買勝手悪敷麗成、其上向屋共より多分損失相懸ケ候。勿論商人商売第一相障り迷惑仕候ニ付、郡中紅花商人萬代・私共上京仕、請付以奉願上候。

「う前提による説明は、元文五年の六月から、翌慶保元年の六月頃まで、満一ヶ月以上に亘る時期のものであつて、その向最上商人代表と紅花向屋代表との間に向回となべ論争が行われたが、最後では最上商人側の勝利に歸し、紅花向屋制度は僅か六ヶ月間で廢止といつておひになつたのである。つまりして論争の概要を述べて、最上屋方にあひる紅花商人や百姓達の、向屋制度に対する意合や意見を考察してみる。

(一) 第一訴願について

第一の訴願は元文五年六月廿四日付、惣代松屋甚右エ門壽柳屋喜蔵次の二枚にて記載されたが、その内容は概ね次のようだものであつた。

「最上商人惣代として、我々四月中に京着、人を介して捨田軒の向屋人、「捨田軒向屋、口銭及び被相勤候上番、最上表は江戸銀被相懸候事、商人共難得其處處。自今以後向屋擧拾田軒仲向にて向屋被相勤候ハレ、捨田軒之内相瀬候共、殊り向屋中より年し、最上商人共江戸銀被相勤候申向數と請ひ被相勤候様にて申入れたが、因縁則は全然取合つてはれなかつて」。

二枚の後になつて向屋中から、人々もつて「此後紅花荷手と紅花代金引替ニ仕し売賣致應」と申入れて来たので、我々も得心致し、「捨田軒印形被致候様」と交渉したが、種々理由を申して印形の責任を果さぬこと。

三枚のうちに本件を固めた中に知らせておいたが、固元の商人共は、「遠國より御公儀様江御願申上ル儀、十石恐多奉存にて御、古歌ニ内証ニ而相送不申上番、難儀之上ハ難儀之御座不申、御百姓商人相立不申儀ニ御御申へハ、御願申上番様ニ」と返答があつた(1)。

1.先年ご通り京都二品向舌へ成共、勝手次第相付を以、廣ク売賣仕外様ニ奉願上候。
2.殊ニ京都紅染屋中も最上江罷下り、紅花被相調候様ニ是又奉願上候。

田淵正輔著『婦人の心』

この説類に依り、奉行所では即ちその実状を調査したが、ヒヤハリ難つて、回鑿年口同を勤めこた伊勢屋利右兵卫と紙屋助兵の二人から、次の如く返答書を提出した。

一訴願懇代になつた松尾甚右衛門と青柳喜惣次の二人が我々の前に掛け合つた事実はないこと。

四百下句頭、最上谷地の松屋新二郎と江戸田野の西田五兵衛とこう二人が来て、若し向屋衆の中身上が潰れ、紅花代金が満るような場合には、惣向屋中が相償じ與れるよう掛け合ひて来たが、然し紅花取引のことは、「羽州山形町年齢大庄屋検断並惣荷主中連狀」而応答仕しむ禮例になつてゐるのである。然るに古画人につじては、上京に奥する添狀もなし、また在京の荷主や荷物支配に登つてゐる手代達も、此度の向題につじては向等の通知に接しておらず、「古画人を申わけ何れも却而不審」の二ことにされ思われる所以である。

「現金売延」共通科目の記入は、原則として「現金」と「預金」の二種類の記入である。

次とごろ者たる、最上表にあつて、紅花註文引渡済申込書の件であるが、只今上京中の
最上表紅花荷主達に画してあると、喜惣次は四月上京してはりあつてついで判明したと申述べ
てゐる。

又ヒトメ回でみると、第一回許願の内容に「既に詰觸れることなく、許願人そのものにて不審の点があ
る、その裏で向か詮謀が含まれてゐるのではないか」という見当を持つていた様である。これに対する
反へ書は次の通りである。

「甚右エ門喜惣次画入を最上商人總代とする連判狀は最上表に取つてある。」
「去年中から上東中の鈴木庄とが、既に印形の事につけ固謹が、江戸に受けたが、一の
事につきは詮惣次が印形するなら、庄も立候べしと思つてた。然るに田舎にて印形しなかつ
た。」

三、次に持たない事だらけに思つてゐるが、「此儀最上表に面庄屋連断並商人中申候狀、筆々粗縫
箋銀か手不届なひ可疊江可申遺面御内面、添狀ハ不及」と書ひのり、添狀は持參しながつた。

四、向屋拾四軒は或者を通じて、「最上表代画入江戸慶登り道中難用、京都逗留中小遣事追遣可申
願、此度之出印相止、一先疊上表江御下處兼」にて類へて来た事實がある。

五、願主代終屋新次郎が、挨断庄屋連判のことに関する、六月十六日最上表に「

六、在京中の荷主支配人達が、私共願の筋を存せぬと詰つたどりのやうを、アタマノ通つてある。
此番達は去年七月八月中に出発してあり、同題が起つたのは去年年暮利右エ門が漁れたところ
にさしつかうの事もあり、詮願の相談が決定したのは去る十二日から今朝の二回にあたるの事
である。

基右エロと申候。少々紅花商売仕る所がある。

八青柳喜惣次は紅花註文引請渡世の者であり、一向屋漬荷主共損銀相懸、此後荷主註文無之様ニ罷成ト而ハ、渡世難成、及難儀ニ、殊ニ惣商人中より名代ニ罷取候様相類申候故、惣紅花商人の名代になつたものである。

以上が第一訴願に対するお四の申立てであるが、訴願の中に向題となつた紅花向屋廢止のこと、自由賣買のことは觸れておらず、訴願人そのものに対する不審と過議の申立てが終結してこれだけである。

(二) 訴願代表者の変更

前記再返答書を差し上げたのは既に四月九日のことであつたが、この状況にて國元惣商人共へ飛脚をもつて報告した。それで國元の惣商人は直ちに協議した結果、改めて六名の惣代を立て、諸商人の印形を求め、新しく訴願をすることにして筆者所蔵の記録でひきみだして新惣代から諸商人に差し出した一札は次のようなものであつた。

一札之事

一、於京都紅花賣買之儀、近年向屋治四軒ニ粗究、荷物心忌ニ引講、其上年々頗る多様ニ漬田申、商人方江大令損失相掛ケ申ト得者、殊ニ外商人百姓共反困窮、迷惑仕候故、我へ發端ニ而罷登之先年又通被罷印付被不ト様ニ奉願上トニ付、名方願入印形申請候。然上者唯今ニ向屋共、銀萬ニ三歩口銭相立置ト所モ、貳歩口銭ニ罷致可申候。右之通御願之筋成就致トハ、残壹歩ニ所者願人方江可申請ト。万一千額成就不致トハ、願ニ筋入用惣雜用換玉致シ、右願ミ儀ニ付、如何様ニ被罷仰付ト共、名方江御苦勞御換モ一切掛ケ申向敷ト。勿論新庄御領・東根御領・山形御領其外村々諸商人衆印形同處ニ粗勘トハ、掛御回可申候。若粗勘不申トハ、右願書ミ筋相止メ、各

方江御印形相返シ可申候。爲其一札仍而如往

天文五年甲午七月

金中太郎 柳屋村太郎
忠兵助 次郎藤新次
次郎兵門四郎 次郎忠兵助
次郎柳屋村太郎

證人

土屋勘右衛門殿
堂々五右衛門殿
伊藤佐兵衛殿
堂々忠右衛門殿
細矢太郎左衛門殿

「の六人が新たに惣代となつた理由については、八月晦日の口上書にてれば、在東中の青柳壽次が病氣になつたので、その名代として五兵工といふ者が上京したのであるが、「五兵工志人ニ而申上兼、其上向墨中より墨上商人共ハ、右願之筋不奉存候由申上外且、五兵工申越候故、してひて煩中の壽次名代として、伯母に当る藤四郎外三人の者が上京したのである。」
口上書をもつて「先達而奉願上候通り拾四軒向墨之内瀧ト申立、紅花代金不相渡外故、困窮之商人共紅花商賣難成、迷惑至極仕候向、御惣悲ニ先年乞通商仕候様ニ被屬仰付被下候ハ、墨上都中百姓商人共ニ難有可奉存。尤紅花商人ハ不反申百姓共ニ一統ニ御願申上候段相違無御座候。」と願出している。

この口上書に名づけられた六人の者のうち、荒木屋五兵工と近江屋五兵工の二人が、前記「一札」の

うの格調新次郎と青柳喜惣次に会ひて居た。『少説講稿』慶和元年の話題、「京都に商人惣次」に甚右衛門・藤助・新二郎・忠助、慶河江より水鶴井・五兵士銀蔵子守、二條御役所に御事申上がるゝあるのを聽いたり、その代りに新二郎と申つておる、前者は四谷谷山出町の櫻井じあら、後者は丹波慶河江の商人であつたことがわかつ。

(三) 第二回 講稿(ハセレ)

八月晦日の二の朝に起きて、九月八日に奉行所から呼出を受けたが、「此慶商人惣次で、五人の者乗馬上者、先達而個人名前を以て願出候趣相認直し、五人印形仕事上乗様ニ」と申せりけられたのを、かたへ奉行所の内徳もあり、十九日に因縁共に内談したじ、出来ば向墨共の徳をためたじと申しておるが、向墨共の内じばひつてのり、十四日にはつて次のみつた第二回の訴願を守りて至つた。

奉行所として、出来ばこの向題を甘く解消したことと思ひ、紅花代金と切手引跡の件を因側に納得させ商人側の眞實(まこと)をえりたがつたが、司御側の「中間団幹と相対して、儀並京都紅花染屋商人メに直買直候儀共に相定申候に無ニ、御上様より被仰候儀ニ御座候、何れ皮筋如向墨被仰候候、而對繁可仕候無事、アリ」と口相手にならなかつて、口相手にならなかつて不誠実たりありたのである。訴願の内容は概要次のとおりなものであった。

「口裏申す間に、紅花商戸に仕合古口銀三拾枚、支銀在うち五拾枚ナシの商人が、此の書類は一回通知してあるが、これ又押さへて口裏申す間に、賣物も請込めて、売所へも請生へも、アリの書類は一回通知してあるが、

。」（《公羊傳》僖公二年）

稻荷講の定書によつて売捌しきるのと、紅染屋から向屋に損失を掛けること等は無く店舗の「」に、五ヶ年の中に、「若山屋勘右工口・細屋勘兵工・若山屋喜右工口・伊勢屋理右工口合四人瀆ヲ申立、最上商人共江損失相懸候金高凡ヒ千両余之處相違無之」にも拘らず、向屋共が口上に申上げるには「瀆ニ而ハ無之内證相対を以、商人共江損銀相掛候。」
「」といふ記、につけらる無謀な手合ひしことは「最上商人共、遠路之海上難差登候荷物、相対を以損銀引請可申儀無御座候。」
元未向屋どいつものは「
賣人買人引合相対之上荷物取捌、口銭ヲ取商買相三申ものニ御座候へハ、
縱無拵筋ニ而身上相瀆候共、商人共江多分損銀相掛可申詫ニ無之苦」と書えられる。これでは向
屋商売が紅花商人が、その性格が紛わしいものである。

こうこう状態で班、令後紅花等物を指揮せり及た所、久の眼鏡器類も之に付けられ、此が原因の如く、次第改められたりした。

「紅花売賣は「商人賣入向屋立会相討之上直取細商事為致度」こと。
三、向屋や紅染屋の賣と称するものを防ぐために、「紅花一色賣賣見面ケ之爲、最上商人共より御前
也江出店相之圖、商事日々ニ見面ケ賣賣諸指引不將無ノ様ニ吟味仕、白也取引爲致したじ」と。
三、向屋は拾四軒と定められているが、今後は「相望屋もの御座候ハ」、商売身ニ御座候間、是又勝
手次第に相立たせ様にして貰ひけられたじ」と。

四口銭は「先年通り古銀三拾匁の割」にされたること。

五、近年御停止になつた、紅染屋が最上に體大り、商人共へ依頼して直売過する事ござれ、「最上商人共が御当地江出店相立候上ハ、昔紅染屋共勝手を以最上直賣買仕度済ハ」と、右出店ニ面

勝手の商人と申合賣入候に一致させ慶幸存候。左様得ハ紅染屋共直々巣上體不口承も同様に記して
看えられるのを、さうして取計られたいこと。

毎年九月がら十月にかけては、京都において紅花の売捌時節に入つてゐるのであるが、向題が中々
解決しないのを、巣上から上京中の商人共は、売賣取引が出来ず、甚だ迷惑なことであった。それで
詔願代表六人、十四年十一月二日

一、奉願上御趣被离仰せ下置ケハレ、荷物も漁々相捌可申

二、遠國商人共數日逗留仕候も別而迷惑ニ奉存候

この二つの理由を上げて、早急に願意を裁断してもらひたし面を追訴した。同様の追訴は同月廿一
日にも行われたが、十一月八日に至り漸く取上げられ、奉行所に商人惣代を呼出し、「向後紅花現
銀売ニ仕候ハレ、商人勝手に可相成」筋がないかとの質問があつたので、その点につきの意見を、
前記享保十八年に改正された「稻荷講議定書」を添えて提出した。

「紅花の延売」と云ふことは、是れまだ商人共が希望しなかつたことはなく、「凡て秉現銀売之もの
ニ御座候得共、現銀と斗リ限リ候而ハ売口挿く、商人共不勝手ニ御座候間、延売現銀面用ニ而売
貰仕リ」秉つたのである。尤も「紅花上物三分ハ現銀と斗も相捌不申得共、中より以下之紅花ハ
望人少く、自然と志残罷成差向ニ罷成候向、代銀由ヲ延候得ハ、其勝手を以買取候儀も有之候、
双方勝手を以延売ニも仕レつた訳であり、更にまた「紅染屋苟得之ものハ格別、中以下之商売
人、現銀と斗リハ調兼申ものも御座候。左様之方江ハ紅花上中下ニ不限、直取等三日ニ内レ、
一月ニ用或ハ三四ヶ月迄相対を以て銀延置」と云ふことも止む無なかつた。従つて現銀売一色にて
される様な事になつては、

「中之下の紅屋共が調ひ兼ね、自然商売を止めなければならぬ状態に陥る。」

2. 商売人が少くなれば、紅染物の直取が購賣することになる。

ところが、それが多分にあり、それに伴つて銀上地方としても、京都方面にしても、売口が遠くなるのが当然であるから、「現銀売一色」の儀御請仕事兼ねしる。是非「延売之儀」へ賣人売入勝手次第に相対を以売買仕業様に仰せつけられたい。

1. 稲荷講は、向墨仲間の場合、昔から神酒等を捧げる事ある祝儀として、昔より有りまつたものだといふが、実は「稻荷講と申す名田ニ而、紅花洗賣之譯、向墨共勝手之申合書」と書はられる。紅花といふものは相場ものであるから、拾四軒に限り取扱をしても、直取には格別高め生じぬるものである。それを稻荷講に名を借り、「賣人賣人引合不申、向墨共斗りのに在せニ取扱故、紅染屋共賣口せまく難儀」になるのであり、紅染物も高価となるのである。売買直取ひつゝて、商人共へは下直に勘定、紅染屋へは高価にて売捌し、その上漬と称して、身分の身上の不如意を申され、商人共へ理不尽に損失をかけ、そのため「紅花作出候封々御百姓共造、此至と困窮仕る」商様である。それで先の説願にて、此申設けたて申上げたが、遠國のことでもあるのじ、今回までの儀を取戻し、次の趣だけ許可された。

1. 買人賣人直々相対致させ、白地ニ賣買させる(1)

2. 口銭は以前の如きにて意默につき古銭三拾匁(2)渡す(3)

この返答書は、稻荷講定書と共に一四三四年付で提出したのであるが、それに対し一四年十一月に双方が呼出され、「紅花取扱之件、商人共業不申様ニ、明白ニ賣買可仕由」向墨共へ詔示すると共に、「商賈取引田地(4)」と双方に申渡されたが、その時の申渡書の趣は次の通りである。

申 渡

羽州最上紅花商人慈代

格墨基右王門

青柳重喜治代

藤四郎

此外 四人

右六人之者共願之筋、先達而紅花向屋行事共之召合吟昧之上、畢竟紅花現銀ニ致売賣候得共、苟主之擴綫有之回數事ニ御取、願人共江由面處、今一志レ箇仕、可相願也ニ而、追付書付指出、京都出店ニ儀ハ願相止メ、拾四軒之外ニ手広致売賣、紅屋とも國元へ罷下リ、直賣いたし候様ニ仕慶由、尤現銀壳賣之義ハ、怪キ紅花共不勝手ニ付、豐方相對仕慶候苟主と買人と直段仕、口銭前々相渡候古銀三拾匁之割合を以相渡候様ニ仕慶由申之候。此面紅屋向屋行事共江相尋候處、現銀壳賣者支候様ハ、苟主と相對ニ而取引仕候御ハ、滞様ハ是沾無御座候。口銭之儀前々八荷物悉ニ付銀三拾匁宛取素申候御共、近年ハ苟主と相對ニ上相極候銀壹×匁ニ付三拾匁宛取素候由申候得ハ、押而取候様とは不相面候。六年以前吟昧之上、紅屋共國元江下に直賣之儀停止ニ申付、向屋拾四軒相極候事ニ而、此慶六人之者申越ニハ難成候。老人實人直相對口銭之儀及、苟主と向屋相對ニ事ニ候。都而商壳取引口銭等之腰、奉行所付由付筋筋ニ而ハ無之候矣、向屋共ノ幾重能のことであるが、現銀売賣の一件事、向屋と相對の上に決定したのである。

申十二月

これだけは、紅屋が勝手に市にてつて直賣するところでは、向屋を認可して以上、不可

て、奉行所が強制的に押付けた筋のものばかり、向應共の力と納得の行く所で再談する所に申渡さう。

これこそ、向應共の勝手横暴な振舞にも觸れてこないし、商人や百姓達の損失にも具体的な損害を示してない。しかし向應側の申込説明に心を傾けているふうに見えるのである。両者相対で解決せよとなれば、大きな資本の力をもつてゐる向應側の口ひ訳がない、弱い生産者側が泣き寝入りをしなければならぬ状態に忍る」ことは当然であつた。

四 第三回 訴願にひこ

奉行所の申渡により、商人代表者は十二月三日から連々同様行事方に赴き、「向後紅花苟物被取捌候節ハ賣人売人引合白也ニ直取組賣買被致候様にして、色々申入れを行つたが、行事方は「向應拾四軒ニ相定候」以後、商売躊躇取扱之筋共ニ、御公儀様より被仰渡し品を以取引致儀ニ候。而、此以後相改賣人売人引合、或ハ売先誰方江卖拂候と申儀ニ而も、苟主衆江相為知申儀一切不異成候。」と強くこれを拒否している。

從前では相好も決定したことは、不都合があれども拍好も改正せよと書く、向應行事の方では御公儀様からの命令令意ひつてゐることから、我々の想ひ方に違つてゐた。

然しながら、六名の代表も向應の擧横に對しては、飽くまでも反抗して、最上地方の經濟を守らねばならぬところ強じ決意を固めず、十一月十四日付もつて、時の奉行馬場福良守と馬場忠定守と舟守忠定、第一三回目の口上書を提出して、正常な裁断を下されたのが訴願しておられた。それ以後、「向應拾四軒ニ相定候」以後、商手狡惲商人至極反迷惑、數回奉願上候所相叶不申、正恐干萬迷惑奉難存度。」とござり、誠に悲痛な氣持の表われであった。また「賣人売人引合不申、売先之紅屋へ取組候直段、苟主方へ爲相知

不申候而ハ、向分因屋共後へうき致方ニ御座候。」とて向の勝手女所業にて染い疑ひを向け、「先達而被爲仰渡候御趣にも、商人共疑不申ため、明白ニ若賣可仕由被仰付候所、御前ニ而ハ御請仕、内證ニ而ハ勝手を申し、売賣明白之訳相対不仕候事、迷惑ニ奉存候。」とその不実を強く責めひくるのである。

所がどうぞ理由か、第三回の訴願も役所の取上げの所と女らず、番所から石黒三十郎の名をもつてこの訴状が代表の手元に返却せり。おひき。

(五) 箱訴にて

「最上商人の願禱につて、役所も向屋共の誠意を示すと、十二月十四日の訴狀は却てどの非情な結果をみたり御り候事、横激せすにはあらざり。されば表達が慎重に相談の結果、京都助司代に箱訴を致し、最後まで擬して、この理不足極る向屋側の態度を改められりと決闘、十二月廿一日に次のように口上書面、田中白の早急な裁断を期してた。」

右恐奉願上口上書

「拾四軒向屋等々相續」、最上商人江多分損失相掛候儀、先達而御奉行様へ御願奉申上候處ニ、十四軒向屋共も申上候ニハ、紅屋筋も向屋へ損失相重り候故、商人共江も損失相懸候様ニ申上候。此變じたし講ご申す定書仕合リ、向屋共荷物売買仕候上ハ、売先ニ紅屋メニ、向屋販銀相かけ申儀無之様ニ奉存候。則箱苟講之写所持仕業向屋上申候。御当地紅染屋共被留出、向屋へ是迄損銀相懸候或、乍恐民節御吟味被貳不度奉願上候事。」

「拾四軒向屋等々相續。今又御改被遊候儀難成被仰取従。弁拾四軒と相定候已後、紅花売口手狭、殊ニ向屋共勝手多、我遂成取捌仕、商人紅

屋之難儀ニ相攝不申候故、双方至極迷惑仕候ニ才、乍恐再忘奉願上候。併右拾四軒向屋右二面、紅花売買不仕候者ハ、対御公儀様へ、向様之御指図御座候哉難斗奉存候。拾四軒相定候而八、向屋之勝手斗ニ而、商人百姓紅染屋一統之難儀ニ御座候向、御慈悲ニ而御吟咏被吸下慶奉願上候御事。

一、紅花売買口銭之儀、先年ハ紅花志駄ニ付古銀三拾匁宛相渡候処、六年己未紅花志駄代銀高之内三步通ニ引取売買仕候。因窮之商人迷惑ニ奉存候向、奉願上候御事。

一、御当世紅染屋中、前々ハ羽州表へ直ニ罷下リ、紅花相調候處ニ、三年以東向屋始四軒ニ相極候而カ、罷下リ候儀御留メ被遊候向、賣人無少、時ニより紅花相捨リ候事有之、御百姓至極迷惑仕候元末紅花直仕入之儀系荷物ニ紛御留メ被遊候様ニ奉承知候。然ル處ニ糸會町之儀相止候上ハ、糸荷物紛候儀も有之間數様奉存候向、乍恐御願奉申上候御事。

一、売人買人引合白地売買仕候事、双方御召出之上被仰聞候。殊ニ以書付乞幾重ニモ兩談仕候様ニ被仰付候向、向屋行事后ヘ參リ、慶ニ対談仕候ヘ共、白地之訛而相成不申由申候。夫故右乞訛書付を以當月十日ニ御許奉仕候處、当年上京之商人共、荷物相拂罷上候上者、一統ニ有之間數様之旨被仰聞、書付御返シ被遊候。併当年ニ不限鳥差登候紅花荷物之儀、殊ニ私とも奉願上候儀、未落着不仕、他所ニ而相捌不申代物ニ御座候ハハ、商人之儀金子ニ手詰、乍不勝手無拋賣拵申候。

乍恐右乞訛御吟昧被成下慶奉願上候御事。

右之通、是迄段ニ書付乞以御願奉申上候處、双方被召出御吟昧被成候得共、一應対決不仰付候。殊ニ拾四軒向屋共向之御用承候哉上訴仕、我遂成返答申上候。此上乍恐向屋共被召出、右之趣対決被鶴仰付被下置候様ニ奉願上候。此慶奉願上候烈印事、御料所黒沢直右工力殿御代官所商人共ニ紛無御座候。右御料所寒河江村谷地村方鳥差登候紅花荷物之儀、商人共烈印乞以相賴候趣、御慈悲乞以被

源氏内被下御用ハヘ、難奇仕合奉存候。以上

羽州最上紅花商人

惣代

松屋基右衛門

中村團太郎兵衛

吉田繁次郎

此番請取

金木鶴忠助

此番請取

荒木與兵兵

御奉行兼

「の猶訴は流石に取上にござるが御座なかつたので、後折り廿二回も愈々押詰つた廿六日、惣代達御番所に呼出し、「當年間も無事に候間、井明早々御吟味波遊候様ニ候間、翻不リ不申様ニ可は物代達は遂に京都で越年、その機を待つたのであります。正月廿二日に至つて、石黒三重郎の番所に呼出され、「子母一享兼十と年一己未之紅花直取を認承前上候様」と申付せられた。

然しながら、後折のこの要求は無理な話で、「最上郡中と申候而も、在々所々數多、殊に奥州紅花入込候故、駄敷之儀難相知」とことあつた。總てとして上京中の者が寒河江谷地ニ進む者の者があるので、山形天童插圖方面にかけどの、所謂川東地方の産額は殆ど判らないのみならず、本文にもある通り、奥州筋の紅花も、京都に送るのではなく、大石田から最上三市にて、酒田敦賀を経て、陸路京都に届けるのが定法であった。新山駅武田荷向邊で記録して居る天明三年の「往來御役荷物並入手形留控帳」の中に、

紅花海陸率領圖

陸

江戸に運び出

「江戸運送一里

金四百

「仙台南より田形迄三里

金貳分八拾文

但川通迄九里

銀拾名

「大石田より酒田站

金貳步

このつゝ、最上内経て酒田廻りした方が、この運賃が低廉であつたのである。安政二年二月の「小向

物商丸合組紅花苟物取扱証狀」の中にも、「紅花苟物の内、奥州國々は其土也賣次商人より苟主井
へ仕入致候紅花苟物、古來は年々秋彼岸前迄は北運と謂へ、羽州最上川大石田と申所より船積ひたし
越前敷質達へ相廻て、同所より上若筋へ直廻りたして外々にて見えて居る。この外に農上船中の紅花
苟と仙台方面の紅花苟とぞ、耕上多分に込合つて居るので、在地中の者が画け向年かにても画み難
由高を書上げてござりますが不可能なりといひ。さしあげて。

此は千年以来の紅花走り画報内外盡て上りて居たれども、「元来紅花之廉、其品多御座候
多分に高下御座。向き年又紅花走り画報及向画と相次ぎ可母嫌も拂御候御へ、向へ年
ニハ上花四治面中花三治面中花走り画報及向画と申上、右上中花内ニ又ヘ高下御座候御へ、向へ年
ニ向程と申儀難相知」といふ事であります。油場物の上、一ヶ月に二回の中にも先づは其の後
遅れて来るのり、一月の半の期の母は聚賣行ひてゐる事と云ふ事。

商人の数にしても、「現金売延多用」配給せられるのじ、せつかりと調査するにせ、全く不可能なことであるから、書付を差上げる訳には行かない。それで何分にも「寒河江谷地商人列印を以御願申上候通り御吟味」下されたじと申出だ。」
「この返答が正四廿八日に差出した所、大体の直段じもよひしこから、畢竟に書上げるより、田び指示する処があつたのじ、二月四日に次のよひな口上書を以て、懇代人が売渡した紅花直段について、記憶にある分だけを報告した。

上書口感生

年	印	現金、延壳別	代 金	取引向 屋
子	△	現金（手取）	古金 31両	若山屋勘右工門
「	△	現金（全）	古金 29両	全人
」	○土	現金（全）	古金 28両	全人
丑	△△	現金（全）	古金 30両	全人
「	○小	現金（全）	古金 28両	全人
寅	△	延壳	古銀 1×500匁	全人
「	△	延壳	古銀 1×650匁	全人
」	△	現金（手取）	古金 36両	全人
」	△	現金（全）	古金 51両	全人
卯	△	現金（全）	古金 18両2分	全人
「	○土	延壳	古銀 2×200匁	全人
」	止	延壳	古銀 2×300匁	全人
辰	○八	延壳	文銀 2×470匁	全人
「	○土	現金（手取）	古金 24両1分	近江屋九郎兵工
巳		覺不申候		
午	天	延壳	文銀 3×670匁	松住屋増三助
未	天	現金（手取）	文金 65両	伊勢屋利右工門
「	△	現金（全）	文金 49両	全人

道川町に没前に書かれた、箱説の文面に見えて「田舎」と云ふ言葉の意味を、翻訳せしめよう。

紅花壳賣白地由儀者、紅花壳拵候節、荷物者向屋へ指出し、口銭三義ハ先年之通古銀三拾匁割
又以向屋へ相渡し、直取引之儀ハ、買人売人直ニ直取取組申候ヘハ白地ニ奉存候。殊ニ現金壳
延賃西用共、紅染屋と商人相対次第ニ仕度候。猶又荷物斗御差登候而、向屋乃相類壳貢仕候節ハ、
向屋大リ荷主へ相渡候仕切共ニ、紅屋誰方へ相拂候と書付相渡候様ニ被下置前席ハハ、紅
花壳取引白地ニ奉存候。

脚上の素朴な百姓たる商人共が、一いつひの醜態をもつて、訴訟を繰り返すのは、結局向屋の紅屋に対する、また商人に対する取引關係を、頗る不明朗なものにしておき、その向屋仲間だけが不当な利益を独占してしまつたのが眞跡であるにも拘らず、しかも尚ほの事を紅屋に負わせて、向屋が潰れたと称しげ、荷代金を商人に支払わず、幾大な損害を商人や百姓にかける事実が多かつたからである。

後販引関係を断ち切るとこりうな事で、紅屋行約束を結ばせしるのと、即ち紅屋の不実行為にて、向園が破産すればとす前に御なつてあります。また販引するにあつても、向園制度が法的に確立して僅か六年、それにも私的なものとして、組織の力を強力に持つて居る稻荷講がおこり、大向園や四軒も潰れたところに及しては、大きな疑惑の四軒向ひがむと御なつた。従ひて、「民衆商人相続成兼候固、自今以後十四軒仲々向ニ而向園相勤矣ハ」、稻荷講市も仲向として弁し、商人江擴鳴相掛不申様ニ、仲々向請合議文仕相渡候様にて、向園同志の連帶責任制をも要求しなければならなかつた。

向園側としては、紅花の生産地が非常に廣範の地にあるのみならず、経済的には力の弱い百姓と、組織の力を持たない苟生商人が相手なので、勝手な振舞が出来たがあらひて、稻荷講の規約をもつて紅花の自由とも束缚することに成功した。それに享保末年から既に政府の保護と持つて制的で紅花向園仲々として発足してから、全くの独占企業として、苗駒と向園側の自由を握り定め、しかも置つけには対面じ、売のては高値とての不當な方法を、公然と行つ様な態様が田邊に現れはじめて来たのである。

これらの方針によつて、ついでに方々に腰附した詫諭が元文五年の六月廿二日からわれたのであるが、既に説いた通りに、殆ど裁判らしき裁判を行われず、徒にリバト田を越過したのであるが、商人共も遂に腰附決して極度セ一田詫諭とて重大な段階に至つたのである。この間、役所運と向園側との間に、どういう接渉を行われてこしたものか不明であるが、以前としても漸く認下したまゝの紅花向園制度を、一概に廢止するところによつては、不定見のとして免れなつて、眞に起きた事にあらひて、向園側としても、一方的を見解を説明すると同時に、腰附の色々な運動等もおこなつたのである。向園側としても、一方的を見解を説明すると同時に、腰附は中々解決をいたさず清算を残してしまつたのである。

(3) 紅屋側の意向について

期間に亘り訴訟のため、代表者達の滞在費用は愈々ふれられ、問題のむづかしい中は、滞留している紅花荷を取扱は進行しないし、紅屋としても自由買賣とする訳にも行かず、自然染物類の直取は躊躇するし、お互に迷惑を蒙る(ただけが多めのう)、措置を実行するに至つたのであるが、事にてばれば、役所としても裁断を延押することは出来なかつたものと見え、二回審理に及んで、紅花公司社員二人と最上願人五人が召出され、議論の余地早昧されたることになつた。

然し問題解決の手がかりとなるものと、向屋側と商人側との間で分かたること、結局は「紅屋田五拾九軒不残被召出・勝手不勝手」の筋申上に疑難こととなつたので、その準備をしておいたのが直後、江戸表に如向たる問題が生じたが、「此回江戸表を禁タンノ筋由參廻而、三十日節取上ケ済ル」とこうことになつた。

しかしこの期間内に、上下紅屋仲間共が集会の上、色々役所へ書上げる内容について検討すること廿四回余もかかりたが、その間にまた一たん帰国してじた谷田の忠助と源河江の五兵士が上京、京都の紅屋藤忠兵工房に参つて、この處の願の筋を説明了解を求める(井川)、役所に提出する書類は、上下紅屋一統に作製せられた。その書上は次のようにある。

「紅花之儀、是迄向屋と相対以直取組仕買銀まゝ處處、羽州最上紅花荷主惣代之もの民運御願書差上、向後於向屋賣人と賣人直相対売買致御様ニ仕度候御願申上候ニセ、右之通仕御詔私共並支無用候哉、現銀売買仕業前も相隨候無之哉、存知寄申上候様ニセ被仰面承。右之趣被鷹遊御尋ね申上候、右之書又御申上候。」

「紅花之儀、於向屋賣人賣人と直相対売買致御様ハ、明白ニ相成、紅屋共膳并向屋有奉存候。尤恵人之儀ニ御座候へハ、度々向屋へ參照事も無罠師も御座候御様ハ、銘々右に御せ賣人と賣人直相対も

相成候様被爲印文被不曉得ハ、弥以勝手宣敷奉存候。然上者直取組相賀候ハト、早速同團江面通

致仕候様仕慶奉存候御ハ、同團共も無端相付、紅花も下直ニ抽岐模様ニ奉存候。

1句團共へ紅花送リ荷物並同團へ相付セ置候荷物三儀ハ、同團共ニ直段組仕相調荷主方へ直段之通
達可仕候。然レ上者賣口内ク相取、勝手面數奉存候。

1現銀売賣三儀、現銀賣賣ニ仕度ハ、下直ニも可前團座候御井、紅花染團染學學三儀、傳意先ニマニ
掛リ多御座候御ハ、現銀ニ相究候ハ、難儀ニ奉存候。病儀ハ是迄之通相貿病儀ニ奉願上品。

四四五十七日

紅染團五百拾九軒

東之拾八向
一八拾一画 紅團

30

御奉行様

1)の團上仕事請文はあらが、紅染團の裏面に充分に察知出来る。つまし、從來紅花の取引は同團と
紅團との面付をもつて直段に決定し、売買され未たものだが、團上商人遣代の計りめぐらしに、後後
回屋における、売入と賣人の直接相付売買の方法に改正することと、紅團側に支障を蒙るに至りか、更
にまた現銀売賣も團上に於けることになつても團上はなじかとの團上対して、

(2)直段賣買に在れば、終て明白に在りしよ。

(3)同團に仕事請ひがり仕任に於けるの外、同團共と直段に於けるの外、同團共と直段に於けるの外、
又も出来ることに在ざれど幸である。

にてひみづひみづへ財へ財へ財へ財へ財へ財へ財へ財へ財へ財へ財へ財へ財へ財へ財へ財へ財へ財へ

。これに於けるの外、同團共と直段に於けるの外、同團共と直段に於けるの外、同團共と直段に於けるの外、
又も出来ることに在ざれど幸である。

(四) 総て現銀賣りのことは、直ちあるところもあるが、紅屋の通例として、導師先との取扱い期掛にあつては、紅花たる現銀扱いするところは困難である。

ところで因点にまとめて書上わしのものである。以上の意見をもつて、紅屋側の商人们も、大体において商人側の言つて居ることに賛成同調して居るのである。(一) 田舎口の話では、紅屋共、百九拾九軒残らず解散するばかり、願の船は回船けれども面しづとの様にあつた折もあり、紅屋側のこの願意に力を與れた商人側は、四月廿六日、「御慈悲之上、願の被駆逐又被下賣度」と申出している。

七 追訴と向屋制度の廢止について

五月十五日、紅屋上下合して二十人余、向屋行司兩人、商人總五人、以上の關係者が奉行所に召致され、譲渡物の手によつて第一番が開かれたが、その結果、「向屋共賣付之通、於向屋ニ紅屋引付、相對賣買致候様」と裁断された。然しこれは向屋と紅屋との關係だけを認め、荷主と紅屋との直接賣買の点は全然認められて居ないので、紅屋共の意見にもあつたように「於向屋と限り申候而者荷主、書付ヲ以奉願候通り、紅屋君へも直々參照前、直々相持申慶」旨を返答した。

所が譲渡物は非常に腹を立て、「つむ上に之者共、白書之記直付其上に事又々申出事不届十万、此上御老中様遣も願出可申候。我等合申ニ可認候」と大きく出し、商人共の申出を許さうとした。しかし商人どもはこの判決に腹を搔き、鬱々と面見を求めたが、立腹中の二三日、今直にどうぞの事も出来ないのに退却した。

これらの事體にあつた所で、(一)のまゝ引込まれて訳にせられかねずた商人達は、奉行所の不當な裁断が変更されなかつたら、やつて慶御所司代に箱訴を致し、次の上江に赴向こうと、新たな訴訟を提起しようと、一大決心を申合せられた所で、追せり後所から差組があつて、再び庄内をめぐらすの押

あつたので、五井工と忠貞の両名が取扱を担当。所が石黒三重郎の説で、「競標御内題被取
事であつたので、即ち翌五月十八日に概ね次のように改めて選出した。

先達而致へ以書付奉願上候通、荷物へ向運江差由レ、口銭之儀ハ先年之通古銀三拾匁又同
屋方へ相渡シ、直段取引之儀ハ於同屋も賣人売人直付之上直組仕又ハ紅染屋方へも賣人直付
り候而も、直組相極×申慶奉願上候。宅候ても口銭之儀者同屋へ相渡可由候。然上者売口手に勝
手面譲奉存候。殊苟物斗彌詮、在同屋ニ相拵候節ハ、同屋方々相渡し候仕由ルニ、売先紅染屋
離手へ向ケ由延ニ代銀向程、現銀卖ニ向程ニ相拵申候と書付代相渡庭様仕業。

織があるの、ひれき縫和して、荷主と紅染屋との直接取引關係も認めて居て。その者が手
にて在り、取引も活潑になるところのじめる。しかもなほ、他の方法と並び、取引も認めて居て
庄屋通り支払うと聞つてゐる。併し特筆が付かぬこと、同屋にては錢口せりと云ふ點が、
これは、仕切方に売先の紅染屋との間に結んで延壳現金専門店の名前を記して居て、さうい
ふことであり、商人達の願意から同屋側が直接被害を受けるべからず是も考えられる。それに拘
らず中々塔が品がないときの、また同屋井がその専業權に付して、同屋守鷹たるこ、不當の利を占
めて来た從来の特權を踏み出すとする無謀本業略以外には、理由を認めがたのである。

五月廿五日丙子卯三重郎から御番所の方に舟出があつたので、伏向にてみると、同屋は「御役所ハ
御内題ニ付屬へ奉候様にてこののみの命、これにて候て解消するのか、全くその四対も
は、海上申上は、は、海内題も甚又私共過齎至極難儀仕事に付し難い申上は、

書を差し、羽州最上の商人百姓一統の切なる願意を、且當に裁こでもうごたじと申立てたのである。所が石黒は審理に色々相談の結果、これまで審理を受けて来た東町奉行所は、多用のために審理も思うより進まず、今後共差支があつて延々になる恐れもあると考えられるので、明十九日に西町奉行所の方に願の趣を書上げるよることの、突然の変更を申渡された。驚いた五兵士と忠兵士は止むを得ずこれを詰め、東町奉行所から渡された添状を持つて、十九日に新たに口上書を西町奉行所に提出した。

当時西の奉行は三井下總守奥龍ひあつたが、これまた奥孫してじて東の奉行馬場謙岐守尚繁もいふて改められた。所が謙岐守の高ひりどりには、この回懸は既に所司代に箱訴まだしあるから、土岐丹後守くも伺ひてみる必要がある、そのための回懸へ持機しておれとこりとむ、十九日は大した審理も行われず、書人は非常に不満のまゝ歸宿した。

然し商人代表側としては、丁度一ヶ月に亘る訴訟で、向量側の不実不當の行為につきの具体的なところを、充分述べ尽してくると、これが改正する方策としてても、既に回しにとめられ繰返してゐるに過ぎない。今と在りては「去年夏中より永遠勤仕り、路用雜用等ニモ手詰し、遠國者故す通事も不罷成、此上永引候而ハ、もはや取続成兼、奉願上候儀相止メ、罷下リ候様ニ相成候。レド、更にこと眞實な氣持ち戦じ続けて未だが、最早や経済的な力も尽せり果し、それにこれ以上御公儀に対する御苦労をかかせるのも申しわけないと、帰国を前に最後の告表を講じた。

其の後の具体的な審理の状況を知り得る資料は、今の所見つかつてゐないので、残念なり詳説するところは出来ないが、大町念佛講帳寛保元年の項にて

京都に商人相名代に甚右工門藤助新二郎忠助、寒河江より六郎兵五兵工罷登前、一条御役所にて御訴申上げ、願之通被印付。願之筋へ紅粉屋方へ現金直売に致候風に被印付候。只今迄は忠駄

「五輪内同連申団の通口銀販賣會」、即ち植止又申題。

あるのを見れば、西田奉行所の手に移つたが如きは、その體理せぬ外謂子より進み、その結果が、命令公講帳の記事の如きと、紅花同連専業どこの特權免許が取消され、最上商人と京都紅染屋との自由取引が認められた。從つて法的な口銘どこいよしなものも廃止され、商人百姓一統の目的が達せられたのである。

然しこれは公認の同連制度が廢止されたばほの二三年後のこと、即ち紅染屋に就て、一つの時期不運へ力を持つたり、或は拘束力を持つたりしない意味での同連は商業經濟の癡闇に半つて是非本要在組織である、これまたも總て解体するところでは出来なかつた。紅花の東田屋や東田人が多く在り、生産高も増大して來、さうして經濟關係取引關係の如く商ひの取扱にてて、生産者と使用人の直接取引となれば、到底不可能な仕事であつて、その間に付つて兼荷販売等の諸徴徴り者す、どうしてか必至の轉向的仕事であつた。たゞ此の如きに付する。